

議案第 6 8 号

狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年 9 月 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。